ーケアマネジメントの展開が及ぼした影響-

副 田 あけみ

〈要旨〉

本論の目的は、ケアマネジメントの展開がソーシャルワーク論に及ぼした影響について、アメリカとイギリスにおける言説を検討し、わが国におけるソー シャルワークのアイデンティティ論に必要な論点を確認することである。アメ リカとイギリスでは、①実践内容・方法、②ソーシャルワーカーの役割、③専門職 としての自律性(対行政組織)、④基盤とする価値、について影響が論じられてい た。特に、イギリスでは、ソーシャルワークのアイデンティティを④価値の観点 から再確認しようとする説が目立つ。わが国の高齢者に対するソーシャルワー ク論では、特に、③、④に関し議論することが課題であると指摘した。

〈キーワード〉

ケアマネジメント、ソーシャルワーク、アイデンティティ、マネジャリズム

1. ソーシャルワークのアイデンティティ

1.1 問われる理由

ここでいうソーシャルワークのアイデンティティとは、ソーシャルワークと は何か、に対する答え、言説のことである。この問いと答えの探求作業には、そ の存在意義は何か、ソーシャルワーカーの役割は何か、あるいは、ソーシャル ワーカーは専門職か/その専門性は何か(専門職論)といった議論が含まれる。

看護や介護、あるいは、臨床心理の領域では、方法論はさかんに議論されるも

のの、そのアイデンティティは関係者のあいだで自明のことであり、あまり問題 になることはないだろう。だが、ソーシャルワークにおいては、その方法論だけ でなくそのアイデンティティがたえず論議されてきたし、現在もなお、問われて いる¹。

そのひとつの理由は、ソーシャルワークが多種多様な社会福祉のフィールド・ 機関で実践され、主要な実践の領域や場というものがないこと、それぞれの領域 や場に応じた独自の知識や概念があること、主要な役割・活動内容も実践の文脈 (コンテキスト)によって多様で幅広いことなどにより、ソーシャルワークをひ とつにまとめて語ることが困難だからである²。医療や看護に比べてソーシャ ルワークがイメージしにくい理由でもある。

ふたつ目の理由は、医療や学校、司法システムなど、福祉事業を実施すること を目的としていない機関にもソーシャルワークは進出することに関連する。そ こでは、ソーシャルワークを実践する目的や意義を周囲から明示することが求 められる、また、ソーシャルワーカー自身、業務遂行上、その再確認を迫られるか らである。

さらに、民間組織で誕生したソーシャルケースワークが国家の社会福祉事業 の実施手段として取り入れるようになって以来、公的機関におけるソーシャル ワークはもちろんのこと、政府から補助金を得る、あるいは、政府との契約に よってサービスを提供する民間組織のソーシャルワークもまた、政府の政策に よってその対象範囲や活動内容、活動方法等を規定され統制される側面を強く もつようになった。それゆえ、ソーシャルワークをひとつの専門的社会援助活 動として位置づけようとするならば、その自律性についての議論を展開せざる を得ないからである。

1.2 支援センターとソーシャルワーク

わが国において、1980年代まで、相談援助を中心とするソーシャルワークが 実践されていたのは主に病院と行政機関(児童相談所、福祉事務所等)であった。 1989年、国は「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」によって、在 宅介護支援センターという地域を基盤とした相談援助の場を創出し、1987年に 成立したわが国のソーシャルワーカー資格である社会福祉士の所持者を、職員 の1人として配置することを求めた。相談事業を民間組織に委託(アウトソーシ ング)するという、この在宅介護支援センターの事業運営方法は、その後、障害福 祉分野、子ども家庭福祉分野でも広がっていく³。在宅介護支援センターの事業 展開は、地域を基盤とするソーシャルワークとは何か、ソーシャルワーカーの役 割は何かを論議する契機となるはずであった。

だがほとんど同時期に、アメリカで誕生したケースマネジメント論がわが国 に導入され、在宅介護支援センターは、在宅サービスの調整・媒介というケース マネジメントを実施する組織として位置づけられることになる⁴。そして、介護 保険法が2000年から実施されるようになると、ほとんどの在宅介護支援セン ターは居宅介護支援事業所の指定を受けて、介護保険下のケアマネジメントを 実施することになった。こうしたなかで議論されたのは、介護保険下でのケア マネジメントはソーシャルワークと親和的か、ソーシャルワークとケアマネジ メントの異同は何か⁵、といったことであった。

2006年の介護保険法の改正で地域包括支援センターが創設されることにな り、多くの在宅介護支援センターは地域包括支援センターに衣替えすることに なった。地域包括支援センターに必置となった社会福祉士は、介護支援専門員 としてのケアマネジメント業務を兼務せず、総合相談と権利擁護(高齢者虐待防 止、成年後見制度活用促進等)を実施すること、また、他の職種とともに関係機関 間のネットワークや地域ネットワークを構築することが求められている。社会 福祉士の専門職組織である日本社会福祉士会は、これらの活動を「地域包括支援 センターのソーシャルワーク」として理解し、社会福祉士が積極的に展開できる ようテキストを作成、研修に力をいれている⁶。

以上のように、1990年代以後、わが国の高齢者福祉を中心としたソーシャル ワーク論は、ケースマネジメントやケアマンジメントとの対比を通してそのア イデンティティの確認作業を試みているが、十分とは言えない。昨今は、ポスト モダンのアプローチからソーシャルワークのアイデンティティを問い直す、と いう作業が注目されている⁷。だが、地域における実践の場、少なくとも高齢者 福祉分野では、ケアマネジメントとの対比による論議を今一度行っておく必要

があると考える。では、どのような点での論議が必要か。

その論点を探るために、ケースマネジメントを誕生させ、多様な分野へ拡大 させていったアメリカと、新しいコミュニティケアの要として行政機関のソー シャルワーカーにケアマネジメントの実施を求めたイギリスにおける、ケース /ケアマネジメントがソーシャルワーク論に与えた影響を検討する。

2. アメリカにおけるケースマネジメントとソーシャルワーク

2.1 ケースマネジメントの拡大

ケースマネジメントは、サービス調整の方法として1970年代初頭に登場した。 連邦政府は、経済のスタグフレーションにより、それまでのプログラムの創設・ 拡大という福祉政策の路線をサービス調整に変更することになった。1970年代 半ば、「ニュー連邦主義」の名の下で、公的費用の削減と州政府への財源委譲を目 指したブロックグラントの採用が、ケースマネジメント発展のコーナーストー ンとなった(1974年の改正社会保障法タイトルXX)⁸。その後も、多くの福祉、 医療分野でケースマネジメントが法制化された(表1参照)。

1970	発達障害法	発達障害をもつ人々に対するサービスの1つとして の公的命令によるCM
1972	メディケアとメデイケイド のウェイバープログラム	虚弱高齢者のために地域基盤のサービスを提供す る、CMのデモンストレーションプロジェクトとリ サーチ
1975	改正社会保障法タイトル 20	ソーシャルサービス・ブロックグラントの下での選 択的サービスを作り出すCM
1975	ハンディキャップをもつ子 どものための教育法	特別ニーズをもつ子どものためのプログラムにおけ る公的命令によるサービスの1つとしてのCM
1976	コミュニティ支援プログラ ム	慢性精神疾患をもつ人々のための地域基盤のケアプ ログラムにおいて選択サービスを作り出すCM
1978	高齢アメリカ人法の修正	高齢者のためのソーシャルサービスにおける公的命 令によるCM
1980	養子支援と児童福祉連邦法	里親ケアを受けている子どもに対するサービスで求 められるケアプランニングとレビュー
1981	オムニバス予算調整法	州のメディケィドプランにおけるプライマリーケア CMのためのウェイバープログラム

表1 連邦法に組み込まれたケースマネジメント

	地域・家庭基盤のウェイ バープログラム	ナーシングホーム入所のリスクをもつメディケィド 受給者を対象とした、地域基盤のケアプログラムを CMすることを州に許可
1986	高齢アメリカ人法の修正	地域高齢者機関に対し、CMプログラムの責任を割り 当て
1985	オムニバス予算調整法の強 化	選択的メディケィドサービスとしてのCM;医療、社 会、教育、その他のサービスに人々がアクセスできる よう、州のメディケィドプランの一部として、州がC Mを活用する
1986	オムニバス保健法、タイト ルV:州総合精神保健サー ビスプラン	慢性精神疾患をもつ人々に対する地域基盤ケア(の 公的予算)の一部としての公的命令によるCM
1987	特殊教育法	特殊教育プログラムのための選択的サービスとして のCM
	スチュアート·マッキン リーホームレス支援法	ホームレスや慢性的精神疾患として定義される人々 への医療と社会サービスの選択的組み合わせを作り 出すCM
1988	家族支援法	公的扶助受給者のための教育および訓練サービスの 一部として認められるCM、就労と訓練プログラム実 施中の家族にケースマネジャーの割り当てを求める ことを州機関に許可
1990	リイアン・ホワイト包括的 エイズ資源緊急法	HIV/AIDS患者に対する3つの主要なサービス・イニ シアティブにおける選択的構成素としてのCM
	オムニバス予算調整法	選択的メデイケイドサービスとしての、特定化され

 たサービス供給者にもとづかないCM

 1992
 高齢アメリカ人法
 財源を得られる資格をもつ直接的サービスとしての 独立型のCM

(Dill, A. (2001) p.16の図2を元に筆者作成、CM=ケースマネジメント)

高齢者を対象としたケースマネジメントについては、多くの論者が、1970年 代初頭から半ばまでに誕生したモデルと、70年代後半から80年代に展開された モデルの指向性の違いを指摘している。それらは、「第一世代のケースマネジメ ント」と「第二世代のケースマネジメント」⁹、「仲介モデル」と「サービス管理モデ ル」¹⁰、「利用者指向モデル」と「システム指向モデル」¹¹、などと分類されている。 はじめのほうのモデルは、サービスへのアクセスを高め、断片化しているサービ スを統合的に供給することに、より焦点を当てていた。これに対し、あとのほう のモデルは、サービスの効率的運営や費用抑制により焦点を当てる。

これらのモデルに沿って実施されたケースマネジメントのプロジェクトについてさかんに評価研究が行われたが、結果は、どちらのモデルについても明確な効果は見られないというものが多かった¹²。しかし、これについては、ケースマ

ネジメントは評価自体が困難である、という説明がなされ、成果が見られない から中止、とはならなかった。むしろ、80年代半ば以降、これらのモデルに加え、 種々のモデルが混在した形でさまざまなサービスプログラムに取り入れられ、 コミュニティケア政策とは異なる分野、たとえば、児童保護サービス、HIVケア、 ターミナルケア、刑務所、生活保護、長期失業者の就労支援、マネジドケアなど にもケースマネジメントが採用されていく。また、高齢者の長期ケアに関する ケースマネジメントの政策や研究は、80年代半ば以降、ケアシステムの合理化 にいっそう焦点を当てるようになり、別の意味でコミュニティケア政策とは切 り離されたものになっていった。

では、効果があるという結果がでなかったにもかかわらず、なぜケースマネジ メントは廃れず、逆に拡大していったのか。Drillは、ケースマネジメントの拡大 の主要な源泉として、ケースマネジメントが時代の中心的政策のどれにも合わ せることのできるサービステクノロジーとして位置づけられてきたことと、多 様なプレイヤーたちがそれぞれの意味でケースマネジメントを擁護・支援して いきたことをあげている¹³。

Drillに言わせれば、ケースマネジメントは時代の政策トレンドに適合可能な 「中立的サービステクノロジー」であった。70年代前半の「サービスへのアクセ スと利用可能性の向上」、70年代後半~80年代半ばの「費用統制と効率的資源配 分」、80年代半ば以降の「サービス供給の安定化と財政の説明責任」という政策 目的のいずれにも、計画的なサービス調整方法/技術としてのケースマネジメ ントは適合的であった。「中立的サービステクノロジー」であったからこそ、ど の分野でもどのような組織構造においてでも活用することが可能であった。ま た、ケースマネジメントは可塑性の高いテクノロジーで、特に、初期のケースマ ネジメントのプログラムデザインは、州や自治体が独自の標準を設定すること ができる自由さがあった¹⁴。

また、ケースマネジメントはサービステクノロジーであると同時に、多様な プレイヤーにとっての象徴的資源であった。70年代にはNPOが、80、90年代には ホームケア産業が、福祉や在宅医療のサービス提供機関として発展していく。 これらの組織・産業は、政府のコミュニティ・ケア推進政策をプッシュしていく

ために、ケースマネジメントのプロジェクトが成功とはいえないときでもこれ を擁護した。他方、障害者の自立生活運動は、地域生活における自律性の向上 のためのコミュニティケアを推進する方法として、サービスへのアクセス向上 とサービス選択を強調する利用者中心のケースマネジメントを容認した。マ ネジドケアにおけるHMOは、コスト抑制、費用管理の目標を、「もっとも適切で 総合的なケアプランの達成」を表すケースマネジメントというバナーの下で追 求することができた。さらに、民間ケースマネジメント会社や開業ケースマネ ジャーは、高齢者と家族のためのケースマネジメントを商品として提供し、より 専門性を高めた高度専門職としての地位を追求した。

2.2 ケースマネジャーの高度専門職論

アメリカでは、ケースマネジメントの拡大とともに、ケースマネジャーの専門 性論議が生まれている¹⁵。

「仲介モデル」や「第一世代ケースマネジメントモデル」は、行政機関等のケー スワーカーに利用者を割り当て、ケースマネジメントの実施を求める、というも のである。これに対し、「サービス管理モデル」や「第二世代のケースマネジメン トモデル」では、ターゲッティングやスクリーニングなどのために、より専門的 訓練を受けたワーカーがケースマネジャーを担当すべき、という主張が登場し てきた。

病院や保険業界では、マネジドケアの下、過剰なサービス利用を減じることで 費用をコントロールすることを目的とし、説明責任の果たせる効率的サービス 調整方法としてのケースマネジメントを積極的に採用するようになる。たとえ ば、プライマリケアマネジメントでは、医師やプライマリーナースがケースマネ ジャーとなり、ハイリスク、ハイコストのメディケア患者の治療を管理する。損 害保険会社では、登録看護師がケースマネジャーとなり、ハイコスト事例に対 し「より少ない」医療サービスの供給を調整する。こうした領域では、当然、ケー スマネジャーは高度な専門性をもつ専門職であることが不可欠という主張にな る。

さらに、80年代初頭から、民間会社によるケースマネジメントや個人開業の

ケースマネジャーたちが登場してきた。彼らは、不動産管理や家計管理、住居や 施設入所の相談調整、高齢者や家族に対するカウンセリングなどを含むトータ ルな生活支援サービスとして、ケースマネジメントを実施する。一人暮らしの 高齢者や遠方に住む老親の生活やケアを心配する子どもたちのために、こうし たサービスが行われる。1980年代末の調査では、こうした民間会社や開業ケー スマネジャーの3分の2は、修士号をもつソーシャルワーカーたちであった¹⁶。 アメリカでは、80年代以降、行政機関や福祉サービス提供の民間非営利組織に 働くソーシャルワーカーたちが、ペーパーワークの多さや利用者へのアドボカ シーの困難さなどを嫌い、大学院終了後、メンタルヘルスの相談サービスを開業 する傾向が強くなった。福祉への財政支出の抑制により、公的機関が大学院卒 業者を採用しなくなったことがこれに拍車をかけたと言われている。これと同 じようなことが、80~90年代にケースマネジメントでも起きたわけである。

ケースマネジメントが商品になれば、その品質が問われる。この領域でも、 ケースマネジャーは高度な専門性をもつ専門職であることが必要、という主張 が当然、強くなる。ケースマネジャーの専門性、高度専門職に関する言説は、病 院や保険会社、ケースマネジャーたちの業界団体、アカデミズムなどで論じられ た。1990年代初期には、認証ケースマネジャーの会が設立されている。専門老年 学ケアマネジャー協会や全米ソーシャルワーカー協会などによる、専門サービ スとしてのケースマネジメントのスタンダード・ガイドラインの作成は、ケース マネジメントの高度専門職化や、専門職主義強化のサインとしてみることがで きる¹⁷。

ケースマネジャーの高度な専門性、高度専門職化という言説と、「第一世代の ケースマネジメントモデル」における利用者のサービス選択・自己決定の重視と いう言説、すなわちクライエントの尊重を価値とするソーシャルワークに親和 的なこの言説とは、矛盾しているように見える。しかし、ケースマネジメントに 言及しているソーシャルワーク研究者のなかで、こうした点を論じている人は あまり見当たらない¹⁸。

2.3 ケースマネジメントがソーシャルワーク論に与えた影響

では、適用範囲の拡大が続くケースマネジメントと、ケースマネジャーの高度 専門職化論は、アメリカにおけるソーシャルワークのアイデンティティ論に影 響を与えたのだろうか。結論からいえばノーである。

周知のように、1960年代、アメリカでは、それまでのケースワーク論とケース ワーク実践に対して鋭い「異議申し立て」が行われ、ソーシャルワークのアイデ ンティティが問われた。これに対し、NASW(全米アメリカソーシャルワーカー 協会)は、協会メンバーの社会問題への関心の低さを問題とし、クライエントに 対する権利擁護(ケースアドボカシー)と、権利擁護運動(コーズアドボカシー) の役割を強調することで、ソーシャルワーカーのアイデンティティの立て直し を図った。

ソーシャルワーク研究においても、こうしたソーシャルワーカーの新しいア イデンティティを理論的に説明しうる理論/実践モデルが登場した。そして80 年代、90年代には、これらをもとにしたエコシステム視点によるジェネラリス ト・アプローチが生まれ、学部教育の基本として定着していく。学部用のテキス トでは、このジェネラリスト・アプローチによるソーシャルワークの定義、役割、 アセスメントの視点などがソーシャルワークのアイデンティティを示すものに なっている。

学部卒のワーカーは、公的機関や助成金を受けて福祉サービスを提供する民間非営利組織に就職する傾向にあるから、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーとしてケースマネジメントに携わる可能性が強い。相談サービスに対する保険会社の支払いの際、保険会社は、学部卒のソーシャルワーカーに対してはセラ ピーではなくケースマネジメントの単価で支払う傾向があるように、ソーシャルワークの学士号はケースマネジメントの単価で支払う傾向があることも多いようである¹⁹。

ジェネラリスト・アプローチの論者たちは、サービス・資源の仲介・調整を重要 な活動内容の1つとして位置づけているから、ケースマネジメントは当然、ソー シャルワークの活動内容の1つであり、ケースマネジャーはソーシャルワーカー 役割の1つと位置づけられている²⁰。ケースマネジメントはジェネラリストソー

シャルワークそのもの、という論者もいるし²¹、ジェネラリスト・ワーカーとほ ぼ同じように問題解決、ネットワーキング、連携といったことを重視するケース マネジャーをジェネラリストケースマネジャーと呼ぶ論者もいる²²。「ソーシャ ルワークケースマネジメント」という用語まであるように²³、ケースマネジメン トはソーシャルワークの一部、という認識が強い。ケースマネジメントによっ てソーシャルワークが影響を受けた、ソーシャルワークのアイデンティティが 揺らいだ、という認識はないといってよい。ただし、ここで想定されているケー スマネジメントのモデルは、「仲介モデル」や「サービス指向モデル」であって、 「サービス管理モデル」や「システム指向モデル」ではない。

アメリカのソーシャルワークの大学院教育では、上級ジェネラリスト・ワー カー養成(地域開発や組織運営、プランニングに重点を置いた教育内容)も行 われているが、人気の高いのは臨床ソーシャルワーカー /セラピストの養成で ある。大学院教育におけるソーシャルワークのアイデンティティは、臨床ソー シャルワークによって表されると言ってよい。

1920年来のソーシャルワークの専門雑誌「Social Casework」(1990年以降 Families in Societyに名称変更)は、臨床ソーシャルワークの色彩の強い雑誌であ るが、70年代、80年代には、アドボカシーに関する論文やエコロジカル視点によ る論文、システム論に関する論文、人種マイノリテイ問題に関する論文などが年 間数本から10本程度(名称変更した90年代にはもう少し多い)掲載されている (掲載される論文数の合計は、毎年約40~70本程度)。しかし、1971年から2005 年のあいだに掲載された論文のうち、タイトルにケースマネジメントが含まれ るものは8本にすぎない(87年2本、88年1本、90年1本、92年1本、94年1本、96 年1本)。そのうちケースマネジメントとソーシャルワークとの関係について触 れているのは2本のみである²⁴。この点からも、ソーシャルワーク、特に臨床ソー シャルワークに関心をもつ者の間では、ケースマネジメントへの関心は乏しい と言ってよいだろう。

Drillによれば、現在、アメリカのケースマネジメントは、公的セクターでは、メ ディケイドや老人福祉法、また、州の長期ケア領域においてなお重要なサービス である。ケースマネジャーたちは、主にゲートキーパーとして費用抑制役割の

遂行を求められており、低所得層を中心とした利用者のアドボカシー役割との 葛藤状態にある。他方、私的セクター(民間ケースマネジメント会社や開業ケー スマネジャーたち)は、経済的にゆとりのある層を中心に、サービスへのアクセ スを支援している²⁵。

こうしたケースマネジメントの展開は、ケースマネジメントの拡大の基盤と なった新自由主義の言説である国家役割の縮小論や経済的リベラリズム(効率 性重視)がもたらした帰結である。だが、これを、ソーシャルワークが基盤とす る価値基準、社会正義への挑戦と受け取り問題視する議論は、アメリカのソー シャルワーク論においては見られない。

3. イギリスにおけるケアマネジメントとソーシャルワーク

3.1 マネジャリズムと脱専門職化

イギリスでは、1980年代半ばから、高齢者の施設入所・入院をできるだけ遅ら せ、地域生活の継続を支援するという、「利用者中心のケア(パーソンセンター ドケア)」提供としてコミュニティケアがとらえられ²⁶、その推進方法として、ア メリカからケースマネジメントの考え方が導入された。ケント大学のChallisら は、ケースマネジメントの評価研究プロジェクトを実施した。彼らは、ケースマ ネジメントを、地域で暮らす高齢者の生活意欲を引き出し、一定の財源のもとで フォーマルなサービスと地域のインフォーマルな資源を組み合わせて自立生活 を支援し、入所・入院を遅らせる活動ととらえていた。そして、それが効果的に 行われるためには、施設入所レベルのニーズをもつ25-30人程度の高齢者に対 して、熟練した専門家としてのソーシャルワーカーが集中的な支援を行ってい くことが必要と考えていた²⁷。しかし、その後に出されたコミュニティケア白書 (「人々のためのケア:今後10年間およびそれ以降のコミュニティケア」1989年) では、ケースマネジメントをすべての利用者に拡大すべきとした²⁸。

1990年に制定された国民保健サービスおよびコミュニティケア法の下、それ までサービスの独占的供給機関であった国家は、サービス提供者の役割から民 間サービスの開発促進およびその質の管理というイネイブラーの役割に転換す

ることになった。行政機関内でもサービス購入者とサービス提供者の分離が行 われることになる。サービス購入者としてのソーシャルワーカーは、ケアマネ ジャーとして標準化された手順やツールを用いてアセスメントを行い、定めら れた予算枠内でサービスの優先順位を決めるというサービス調整を求められ る。ケースマネジメントはケアマネジメントと言い換えられ、サービス調整方 法として規定されることになった。

サービス購入者とサービス提供者の分離の仕組みや、標準化された手順・ツー ル等の採用は、法によって定められているわけではないから、その実施状況や 実施方法には自治体によってかなり差異がある。だが、この法の施行により、 Challis らが試みた熟練したソーシャルワーカーによる柔軟なサービスの調整 による集中的な援助、といったケースマネジメント・モデルを採用する自治体は 1993年以降なくなった²⁹。

名称をケースマネジメントからケアマネジメントに変更した理由について は、「ケース」の用語では偏見の残る公的扶助の事例を思い出させるからとか、マ ネジメントするのは事例としてのケースではなくケアのサービスだから、とい う説がある。だが有力なのは、実践家を統制するためという説である。つまり、 ソーシャルワーカーが専門家としてケースの生活全体をアセスメントし、個別 的な関わりや治療的介入支援を行おうとする傾向を抑制し、関与すべきはケア を要する状況であることを強調するために変更されたということだ。グリフィ スの「すべてのソーシャルケアがソーシャルワーカーの関心(個人化された介 入、治療的介入への関心)を必要とせず」という発言に従い、コミュニティケアに おいて必要なのはソーシャルワークではなくソーシャルケアである、という点 の強調である。ケアマネジメントは、行政サービスにおける脱専門職化の戦略 として位置づけられたのである³⁰。

自治体行政機関高齢者担当のソーシャルワーカーは、それまでも、児童福祉分 野やメンタルヘルス分野のソーシャルワーカーに比べて高い専門性が必要と されていたわけではなかった。それにもかかわらず、ケースマネジメントをケ アマネジメントと言い換えて、ソーシャルワーカーの脱専門職化のねらいをそ の用語に含ませたのはなぜか。それは、政府が官僚と専門職を膨張させてきた

戦後福祉国家体制から脱し、競争主義と効率性の管理を追求するマネジャリズ ムの導入により、ワーカーの観点をニーズ判断ではなく資源の優先順位という 観点に作り変えることをねらったからである。この方向性は、すでに1982年の バークレー報告で示唆され、1985年のソーシャルワーク指導部の組織改革、社 会サービス監査庁の創設という形で進められていた³¹。

政策主体にとって、ケアマネジメントの用語はソーシャルワーカーの脱専門 職化を推進する象徴的資源であった。「ケースマネジメントの用語は、クライエ ントやワーカーを鼓舞する用語であったが、ケアマネジメントは、マネジャリズ ムを地域ケアのパラダイムとするための用語である」という意見もまた、このこ とを表わしている³²。

3.2 ケアマネジメントが広く受け入れられた理由

経済界や政界の福祉国家批判論者たちにとって、ケアマネジメントは、マネ ジャリズムを行政運営に取り入れ、効率性重視、費用対効果を高めるニューパ ブリックマネジメントの手法の1つとして歓迎できるものであった。サービス 事業所にとっても、ケアマネジメントによるニーズに応じたサービスパッケー ジの作成は、サービス拡大につながる。利用者にとっても、ケアマネジメントは 「よきもの」という印象があったと思われる。それは、政府が、公式文書におい て、ニーズにもとづくサービスを保証していく手段として、また、利用者による 選択・自己決定とエンパワメントを保証する手段として、ケアマネジメントを強 調したからである³³。

ケアマネジャーは、利用者のケアを必要とする生活状況のアセスメントと、 ニーズに応じたサービスパッケージの調整にその役割をとどめ、利用者がサー ビスとサービス事業所の選択をできるよう、自己決定の支援を行う。こうした ケアマネジメントのレトリックを補強するために用いられたのが、利用者中心、 利用者参加、パートナーシップといった価値付与的言語であった。

政府は、ケアプラン作成過程における利用者参加を促進するため、自治体の サービス購入部局の管理者に対し、必要なコミュニケーション技術をもつ者(手 話や他言語の通訳者)の手配、利用者・介護者のためのセルフアドボカシーの訓

練、親族・友人などの代理者を立てることの奨励、不服申し立てのためのアプ ローチの保障、といった仕組みの整備を求めている³⁴。利用者参加の仕組みを、 具体例をあげて要請することは、利用者の選択と自己決定を促進するという政 府の強い姿勢を示すものになったと思われる。

政府文書のみならずサービス利用者に渡るリーフレットに書かれた選択や自 己決定、利用者参加といった文言は、消費者としての権利主張を強化する言説 であり、利用者や介護者、潜在的利用者にとって心地よいものである。専門職活 動としてのソーシャルワークは、伝統的に自己決定の価値を重視してきた。そ の自己決定とケアマネジメントにおける利用者の自己決定の意味合いは異な る³⁵。だが、同じ言葉が用いられれば、ソーシャルワーカーは一般的には同じ意 味に受け取るであろうし、異なると思っても消費者の権利としての自己決定を 否定することはできない。この言説の裏に脱専門職化が隠されていることがわ かっていても、ソーシャルワーカーはこのレトリックに抵抗することができな かっただろう。

ケアマネジメント導入10年を経た時点で行われた7つの自治体での調査に よると、利用者の多くは、サービス事業所やサービス提供者、サービスを受ける 日程などについての選択の機会はほとんど与えられていなかった。ケアマネジ メント過程における利用者参加の前提としてのサービス情報不足も選択でき ない理由であるが、そもそも自治体が事業所とブロック契約している、あるい は、もっとも安い事業所との契約を優先する方針をとっているため、利用できる サービス事業所が限定されている。また、農村部では事業所も少なく、サービス も不足しており選択の余地はない。さらに、自治体のサービス利用資格要件の 厳しい基準が、選択できる利用者を制限していた³⁶。

10地域のアセスメントを調べた調査によると、アセッサー(評価者)たちは ニーズアセスメント過程において利用者のニーズ表明を重視していた。だが、 自分で何が必要か明言できる人には選択できるように促すが、認知症のある人、 何が必要かわからない人、意欲のない人、家族に精神的に依存している人など、 「声」の弱い人をニーズ評価の過程に参加させ、選択を促すことはほとんどして いなかった。弱い人々の声を代弁するシステム(アドボカシー・システム)が制

NII-Electronic Library Service

度化されているところは少なく、「声」の大きい「消費者」は選択できるが、ニーズ をもっていても「声」が小さい、弱い「利用者」は選択できない、というのが現状で あった³⁷。

こうして現実は、ケアマネジメントによるすべての利用者の選択、エンパワメ ントが幻想であることを明らかにした。だが、導入当初のレトリックは国民や 実践家たちにそれなりにアピールするものであったと考えられる。

ソーシャルワーカーのなかには、ケアマネジメントを好意的に受け取る者も いた。長期間にわたって実践するケースワークの効果について疑問を抱き、ケ アマネジメントに期待をもつ者、高齢者にはソーシャルワーカーによる散発的 な訪問よりも、サービス提供者の定期的な訪問と接触を調整するほうが悪化予 防や支援になると考える者、ケアマネジメントの拡大によるソーシャルワー カーの職域拡大を期待する者などである。つまり、ソーシャルワーカーのなか にも、ケアマネジメントを積極的に受け入れる素地がなかったわけではなかっ た³⁸。

3.3 ケアマネジメントがソーシャルワーク論に与えた影響

しかし、コミュニティケアとケアマネジメントが、ソーシャルワークに与えた 影響については、やはり、ソーシャルワークにとって大きな挑戦である、という 言説が目立つ。①ケアマネジメントによってソーシャルワークの実践内容や実 践方法が変化してしまうという危惧、②ソーシャルワーカーの専門職としての 自律性が失われるという主張、③ソーシャルワークの寄って立つ価値基盤が侵 食されるという指摘、などである。

①ケアマネジメント導入の前提にあるマネジャリズムは、効率性や成果・実績、明確な決定根拠、説明責任を重視するため、ケアマネジメントを行うソー シャルワーカーの実践を価値主導的、臨床的・内省的実践から手順第一主義の実 践に変えてしまいつつあるという危惧は、調査によって現実のものになってい る。

いくつかの調査結果によると、根拠にもとづく実践や効率を重視するため、 ソーシャルワーカーはニーズアセスメントとサービス管理に関する事務作業専

門になり、利用者に直接関与するモニタリングやレビューはアシスタントワー カーの仕事になるという、ケアマネジメント過程の分断化が進行している。さ らに、アセスメント、サービス調整、サービス提供、レビューのそれぞれの位相を 別々のスタッフが担うというケアマネジメント過程の断片化を進めている自治 体もある。こうした断片化は、利用者や家族とケアマネジャーとの関係性の継 続を困難にし、利用者や家族によるサービスへの要望やクレームを言いにくく させている³⁹。

ケアマネジャーの実践時間に関する調査結果によると、もっとも時間が減少 した業務は、クライエントとワーカーの関係性を通した治療的ワークとしての ケースワーク/カウンセリングで、増えたのはアセスメントの時間であった。モ ニタリングとレビューの時間は、アシスタントワーカーが実施することで、ワー カーによる時間は減少している⁴⁰。別の調査では、ケアマネジャーの時間の18% がクライエントと直接関わる仕事、6%が介護者と直接関わる仕事、40%がサー ビス事業所との接触・事務作業・同僚やサービス提供者との話し合い、25%が組 織内会議など組織運営維持に関する仕事となっていた⁴¹。20年前にはソーシャ ルワーカーの仕事時間の30%であったペーパーワークが、コミュニティケアの 今は90%までになった、というワーカーたちへの面接調査結果もある⁴²。

自治体に関するある調査によれば、ケアマネジャーのポストは創設されたと きから、児童保護やメンタルヘルス分野のソーシャルワーカーのポストに対し 二流ポストとワーカーたちにみなされていた⁴³。もともと不満を生みやすいポ ストであったから、ペーパーワークの多さやカウンセリングからの引き離しは、 脱専門職化の動きとしてワーカーたちの不満をいっそう強くしたのではないか と想像できる。

②ソーシャルワーク実践に対する政府のコントロール強化が、ソーシャル ワーカーの自律性を喪失させるという懸念は、実践方法に関する規制と裁量の 抑制に関わって表出されている。

政府は、中央ソーシャルワーク教育研修協議会(CCETSW)を廃止し、ソー シャルケアという新しい概念の下に、ソーシャルワーカー・ケアワーカーの研 修、ケアワーカーの登録、ソーシャルワーク教育の規制などを実施する、ソー

シャルワークとケアワークとを統合した全国ソーシャルケア協議会(GSCC)を 創設した。また、実践家による根拠にもとづく実践(EBP)を促進するために、高 等ソーシャルケア開発研究所(SCIE)を設立している。さらに、ソーシャルケア の質を一定水準に保持するという名目で、全国ケア基準委員会(NCSC)を設置 し、実践の標準化や実践ガイドの作成、記録文書作成の要請、実践組織の規制な どを試みている。これに対し、こうした組織の創設は、ケアワークだけでなく、 専門職の活動であるソーシャルワークにも政府のコントロールを強化すること を宣言したもので、専門職としての内省にもとづく実践を否定する傾向は、ソー シャルワークの終焉をもたらす、という主張がなされている。また、行政組織内 でも、施設ケア入所の割り当て制の導入などによりマネジャーの予算管理権限 がいっそう強化され、第一線職員であるソーシャルワーカーの専門的裁量行使 の機会は相当制限されることになった、と指摘されている⁴⁴。

③ソーシャルワークの価値基盤が侵食されるという批判、これは、新自由主義 にもとづくコミュニティケアとケアマネジメトが、政治的リベラリズム(社会正 義、平等)より経済的リベラリズム(効率性)を重視することにより、社会正義と 平等をもっとも重要な価値基盤とするソーシャルワークを否定する、というも のである。また、消費者主義の重視は、自己決定と自己責任の追及という個人主 義の徹底化を進めるものになり、コミュニティにおける相互支援という、ソー シャルワークが重んじる価値を無視することになる、という主張もある。

以上の①~③は、自分たちが望ましいと考えてきた従来のソーシャルワーク のありよう(活動内容・方法、価値基盤)やソーシャルワーカーのありよう(役割、 自律性)、すなわち、ソーシャルワーク/ソーシャルワーカーのアイデンティティ を、マネジャリズムにもとづくコミュニティケアとケアマネジメントが壊して しまう、という危機感を募らせた言説である。特に、ワーカーと利用者との関係 性を重視したケースワーク(カウンセリングや情緒的支援に焦点を当てたケー スワーク、洞察や動機づけ、意欲回復を目指したケースワーク)こそ、ソーシャ ルワークと考える者にとって、ケースワーク活動の削減や消滅はアイデンティ ティの危機を強く感じさせるものとなっている⁴⁵。

このソーシャルワークの危機説に対し、実践内容や役割に焦点を当て、ケアマ

NII-Electronic Library Service

100

人文学報 No.394 (社会福祉学 24) 2008.3

ネジメントは従来のソーシャルワークにさほど大きな影響を与えていない、あ るいは、変わりない、と見る不変説もある。

ケアマネジメント導入以前から、高齢者福祉分野のソーシャルワーカーは、実際、ケースワークを中心に仕事をしていたわけではない。特に、バークレー報告 以降、コミュニティソーシャルワークの実践を期待され、利用者への支援だけで なく、地域資源とのネットワーク化やサービス開発など、ジェネラリストとして 多様な役割を担うことを要請されていた。

この観点に立てば、コミュニティケアの推進とケアマネジメントの導入に よってケアプロフェッショナルと呼称されるようになった職種(病院のソー シャルワーカー等)はアセスメントと専門的援助を含むケースワーカーとして の役割を、ケアパッケージチームのメンバー(地域のメンタルヘルスチームの ワーカー等)は種々の直接的援助役割を、ケアマネジャー(自治体福祉部のソー シャルワーカー)はアセスメントと仲介役割を、サービス開発者(自治体福祉部 のマネジャー、ケアマネジャー)は未充足ニーズを踏まえた新サービスのプラン ニング役割を、というようにソーシャルワーカーのそれぞれの役割を組織文脈 に応じて適用・拡大しただけ、とみなすことになる⁴⁶。

この不変説とは対照的に、ソーシャルワークの伝統的な価値基盤(個人の尊 厳、人権、社会正義)に焦点を当て、これをもとに効率性重視、成果重視のマネ ジャリズムに対抗していく活動こそがソーシャルワークであるとする説もあ る。これを、ソーシャルワークの再生説とすると、これは3点に整理することが できる。

1点目は、人権保護や個人の尊厳重視の観点から、たとえば、虐待事例や、閉鎖 される老人ホームから移動せざるを得ない事例など、より傷つきやすい高齢者 への支援を重視する説である。

すべての高齢者はケアマネジメントのためのアセスメントを受ける権利をも つが、傷つきやすい高齢者ほど自らその権利を行使することがむずかしい。人 権保護の観点から彼らへ支援の手をさし伸べる(アウトリーチ)ことが必要とな るが、サービス購入者とサービス提供者との分離により、ソーシャルワーカー は、虐待事例に関し、虐待調査(虐待の有無の確認)やリスクアセスメントにその

役割が限定されがちとなっている。

しかし、虐待事例に対しては、事実確認やリスク要因の探索を行うその初期の 関わりの当初から、面接スキルを活用した慎重な関係づくりがきわめて重要で あって、それがアセスメントと介入の前提条件になる。また、自律と保護のバラ ンスをいかにとりつつ支援するか、むずかしい判断を迫られる。同じように、閉 鎖される老人ホームから移動せざるを得ない状況にある利用者に対しては、ケ アマネジャーが対人援助スキルをもって彼らを精神的に支援するとともに、ア ドボカシー役割を果たすことによって、初めて彼らとの信頼関係ができ、彼らの ニーズアセスメントを行うことができる⁴⁷。

こうしたより傷つきやすい高齢者に対して手を差し伸べ、アドボカシーを行う活動こそがソーシャルワークの重要な活動であり、効率性や成果主義に対抗 できるという主張である⁴⁸。

2点目は、ソーシャルワークの過程で、利用者が「意味ある存在」であることの 確認作業が求められおり、これが重要という主張である。

効率性を重視するマネジャリズムが手続き的モデル(サービス利用資格要件 を判断するためだけのアセスメント)を強く要請すればするほど、ケアマネジ メントでは、利用者を心身機能のニーズの観点からのみ見てしまい、利用者は サービスを必要とする要介護高齢者としてのみ扱われがちとなる。しかし、利 用者は心身機能のニーズだけでなく、情緒的(心理的)ニードやスピリチュアル なニードをもつトータルな存在であり、要介護高齢者としてだけではなく、個人 として「意味ある存在」であることの確認を求める存在である。

ソーシャルワーカーは、利用者に対する思い込みを捨て、利用者の語りを引き 出すなかで、ニーズ・希望を確認する、そして、専門職としての情報提供や意見交 換によってプランを共同作成し、内外の資源を共同で確認していく、こうした交 換モデルに沿った実践を、リフレクティブ・ケースマネジャーとして行うこと。 これは、成果の観点からすれば無駄にも見える「時間のかかる」実践であるが、個 人の「意味ある存在」としての確認作業を支援する過程であり、成果や効率性の みを重視するマネジャリズムへの抵抗につながる⁴⁹。

ソーシャルワーカーと利用者との相互作用を通して、利用者の「意味ある存

在」の確認を支援する、という主張は、ブレア政権の推奨するエンパワメントや ソーシャルインクルージョンの施策を、利用者にとって真に利益となるものに するためには構成主義ソーシャルワークが必要という言説においても主張され ている⁵⁰。ソーシャルワークは、社会的に排除された人々の依存や否定的アイデ ンティティの形成に関与するのではなく、「自己の尊厳に向けた肯定的アイデン ティティの再確立」に関与すべき、という主張とも通じるものである⁵¹。

3点目は、社会正義の観点から、反差別、反抑圧といった社会構造的視点をもっ た活動をいっそう進める、という以下のような主張である。

ケアマネジメント論で強調された利用者の選択という概念は、必ずしも自己 決定と一致しない。選択の能力は、サービス支払い能力や社会的機会の剥奪な どによって拘束されている。それにもかかわらず、自己決定という個人の責任 に返すことによって、利用者の選択を強調する言説は、人々の「自由選択」に与え る社会構造的影響をあいまいにしている。これは、差別や自己決定の機会を社 会的に排除されてきた人々にとってきわめて不公平である⁵²。

障害者の消費者権利運動は、消費者としてサービスの選択権を主張するとと もに、権利をもった市民として自分たちを位置づけ、医療や福祉サービスにおけ る個人的決定を人権問題として定式化した。つまり、彼らが直面する問題や障 壁の根本的源泉は社会構造や文化の問題であると主張した。そして、抑圧され たコミュニティのメンバーとしてその文化・知識を発見して価値づけるととも に、自分たちで医療や福祉のニーズを定義し、エンパワメントと社会正義を追求 した。ソーシャルワークは、この社会構造的視点を重視し、伝統的な個人の尊厳 や、バイステックの7原則といった個人中心の価値から、エンパワメント、反差 別、反抑圧といった価値を中核に据えて、利用者の社会的包摂を促進するような コミュニティへの支援を行う⁵³。

オーストラリアの論者を含むクリティカルソーシャルワークを主張する人々 が、こうした構造的視点を強調している⁵⁴。

以上のように、イギリスでは、新自由主義、マネジャリズムの推進戦略として のケアマネジメントをソーシャルワークの実践内容(役割)と価値への挑戦と

みなす説が目立つ。保健省は2005年に『自立、ウェルビーイング、選択:イギリ スの成人に対するソーシャルケアの将来ビジョン(Independence, Well-Being and Choice: Our Vision for the Future of Social Care for Adults in England)』を刊行して いる。そこでは、「ソーシャルワークは人々が自分の生活をコントロールできる よう、また、自分の生活に関わることを自分で決定できるよう支援することを 中核的な価値とすること、そして、専門的ソーシャルワークの役割は複合的な 問題をもつ人々のニーズアセスメントと、長期にわたり精神的支援を必要とす る人々との建設的な関係の形成であること」を強調している。ソーシャルワー クの伝統的価値の変更と専門的役割の限定を迫るこうした政府の言説に、ソー シャルワークの再生説を主張する人々がどのように対抗していくのか、今後の ソーシャルワークのアイデンティティ論として注目する必要がある。

4. まとめと考察

ケースマネジメントがソーシャルワークのアイデンティティに与えた影響に ついての言説について検討したところ、アメリカとイギリスではその認識が大 きく異なっていた。

アメリカでは、「特に影響なし」、そもそも影響を与えたか、という問題設定そ れ自体が無効のように見えた。反対に、イギリスでは、「ソーシャルワークの危 機」をもたらしたという認識が強い。このような認識は、①実践内容・方法、② ソーシャルワーカーの役割、③専門職としての自律性(対政府、対行政組織)、④ 基盤とする価値、のそれぞれについておおよそつぎのように表現されていた。

アメリカの場合、①ケースマネジメントの実践内容・方法は、ジェネラリスト ソーシャルワークのそれと変わらない、②ケースマネジメントはソーシャル ワーカーの役割の1つである、③行政機関のケースマネジャーの自律性が低い のは行政機関のソーシャルワーカーのそれが低いのと変わらず、民間会社や開 業ケースマネジャーの自律性が高いのは開業の臨床ソーシャルワーカーの自律 性が高いのと変わらない、といった言説であった。④価値については議論がな かった。

イギリスの場合、①行政機関のソーシャルワークの実践内容・方法は大きく変 化した(直接対人援助活動の減少、過剰なペーパーワーク、支援過程におけるア セスメントとモニタリングの分断など)、②ソーシャルワーカーの役割は分断さ れ、アセスメントに限定されがちとなった、③政府のコントロールや行政組織内 管理が強化されてソーシャルワーカーの専門職としての自律性が弱められた、 ④新自由主義、マネジャリズムによってソーシャルワークの価値基盤が侵食さ れた、といった言説である。

では、ケアマネジメントがソーシャルワークに与えた影響として論じられた 上記の4点について、わが国ではどう論じられているだろうか。

わが国の介護保険では、サービス利用の上限決定をケアマネジメント過程と 切り離し要介護認定として実施することにより、①実践内容・方法や②ソーシャ ルワーカーの役割の点では、ケアマネジメントとソーシャルワークの区別はつ けがたくなる可能性があった。実際に一部のケアマネジャーたちはケアプラ ン作成以外にも多様な活動を行っているという指摘がある。だが他方で、ソー シャルワーク実践の機関として創設された在宅介護支援センターこそが、その すべてではないものの、居宅介護支援事業所によるケアマネジメントを超える 実践内容や役割を、ソーシャルワーク実践として展開してきたという指摘があ る⁵⁵。そして、介護保険の改正に伴い2006年度から開設されることになった地 域包括支援センターは、在宅介護支援センターが試みてきたそれらの実践内容 (実態把握、ネットワーク構築、総合相談、高齢者虐待防止、権利擁護等)を、より 明確にソーシャルワークとして実施する機関に位置づけられている⁵⁶。

これらの点から、介護保険のケアマネジメントの実施とその展開は、わが国の 高齢者福祉におけるソーシャルワークが、①介護サービスやその他社会資源の 仲介を超えたアウトリーチおよび地域ネットワーク構築、高齢者虐待防止を含 む権利擁護という幅広い実践内容を含むものであることを、また、②ソーシャル ワーカーの役割は、利用者・家族への支援というミクロの役割からネットワーク 構築といったマクロの役割まで幅広いことを、改めて明確化することに寄与し た、という主張がなされるだろう。 他方、③専門職としての自律性(対政府、対行政組織)と、④基盤とする価値、 の観点からの議論はあまり見られない。国の専門職養成教育内容への縛りや、 専門職研修内容への関与、介護保険における政策転換や矢継ぎ早に出される施 策、事業実施への指示やガイドラインの多さ、地域包括支援センターに見る事業 委託側と受託側の権限非対称の問題等、さまざまなレベルの問題状況があるな かでソーシャルワーカーの自律性の問題を議論すること、また、経済格差、地域 格差、希望格差などの「社会的格差」を伴いながら進行している少子高齢社会に おいて、介護保険のケアマネジメントとの対比を通して中核とすべきソーシャ ルワークの価値は何かを改めて議論すること。これらは、わが国のソーシャル ワークのアイデンティティを問うにあたっての課題と思われる。

参考·引用文献

秋山智久(2007)社会福祉専門職の研究、ミネルヴァ書房

- 秋元美世(1996)福祉行政における利用者参加とその制度的保障――イギリスのコミュニ
 - ティケア改革を素材にして――、社会保障研究所編、社会福祉における市民参加、 東京大学出版会
- 秋元美世(2006)福祉契約と公的責任——福祉サービスの市場化をめぐって——(新井誠・ 秋元美世・本沢巳代子編著、福祉契約と利用者の権利擁護、日本加除出版
- Austin, C. (1990) Case Management: Myths and Realities, Families in Society: The Journal of Contemporary Human Services, Vol. No.
- Challis, D. and Davies, B. (1986) Case Management in Community Care, Her Britannic Majesty's Stationery Office、窪田暁子他訳(1991)地域ケアにおけるケースマネジメント、光生館
- Dill,A.E.P. (2001) Managing to Care : Case Management and Service System Reform Aldine De Gruyter
- Gibelman,M. (1995) What Social Workers Do?, National Association of Social Workers Inc.日本 ソーシャルワーカー協会訳(1999) ソーシャルワーカーの役割と機能;アメリカの ソーシャルワーカーの現状、相川書房
- Gibelman,M. (1999) The Search for Identity: Defining Social Work- Past, Present, Future, Social Work Vol.44 No.4

Gursansky, D., Harvey, J. et al. (2003), Case Management: policy, practice and professional

106

人文学報 No.394(社会福祉学 24) 2008.3

business, Columbia University Press

Healy,K. Social Work Theories in Context: Creating Frameworks for Practice, Palgrave 2005

- Hepworth, D. Rooney, R. et al. (1997) Direct Social Work Practice; Theory and Skills Fifth edition, Brook/ Cole
- 樋口明彦(2005)現代社会における社会的排除のメカニズム、社会的排除とコミュニテイ ケア研究会中間報告書
- Holt,B.J. (2000) The Practice of Generalist Case Management, Allyn & Bacon,白澤政治他訳 (2005) 相談援助職のためのケースマネジメント、中央法規
- Jones, C. (2001) Voices from the front line: State Social Workers and New Labor, British Journal of Social Work

Johnson, L. (1983) Social Work Practice: A Generalist Approach, Allyn and Bacon

Jordan,B. with Jordan,C. (2000,2002,2006) Social Work and the Third Way Tough Love as Social Policy, Sage Pub.

小林良二(1994)イギリス社会サービス改革の現状Ⅱ、長寿社会開発センター

Kirst-Ashman,K.K.,Hull,G.H.,Jr. (1993) Understanding Generalist Practice, Nelson-Hall Pub.

- Lewis, J. et.al (1997) Implementing Care Management: Issues in Relation to the New Community Care, British Journal of Social Work, 27
- Lloyd, M. (2002) Care Management, In Adams, R., Dominelli, L. et. al, Critical Practice in Social Work, Palgrave
- Lymbery,M. (2003) Managerialism and care management practice with older people,In Mark Lymbery,M. and Butler,S. eds, Social Work ideals & practice realities, Palgrave
- McDonald,A. (1996,2006) Understanding Community Care: A Guide for Social Workers, 2nd edition,Palgrave
- 三島亜紀子(2007)社会福祉学の〈科学〉性――ソーシャルワーカーは専門職か?――、け い草書房

永田あゆみ(1997)ケアマネジメントの日本的展開、雲母書房

- 中谷陽明(1989)老人福祉におけるケースマネジメント、社会福祉研究46号
- 奈良高志(2000)在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所、社会福祉研究79号
- 日本社会福祉士会(2007)地域包括支援センターのソーシャルワーク実践、中央法規
- Parton, N. & O' byne (2000) Constructive Social Work; toward a new practice, Palgrave
- 鎮目真人(2007)介護サービスの分配の公正と政策評価(武川正吾・三重野卓編、公共政策 の社会学、東信堂)
- Stanley, N. (1999) User-Practioner Transactions in the New Culture of Community Care, British Journal of Social Work, 29

Stepney, P. (2006) Mission Impossible? Critical Practice in Social Work, British Journal of Social

Work,36

副田あけみ(1997)在宅介護支援センターのケアマネジメント、中央法規

副田あけみ(1999)ケアマネジメントが社会福祉実践に与える意味、社会福祉研究75号

副田あけみ(2003)ソーシャルワークとケアマネジメント――概念の異同を中心に――、

ソーシャルワーク研究Vol.29, No.3

- 副田あけみ編(2004)介護保険下の在宅介護支援センターーケアマネジメントとソーシャ ルワークーー、中央法規
- 副田あけみ(2005)社会福祉援助技術論――ジェネラリスト・アプローチの視点から――、 中央法規
- 副田あけみ(2007)支援センター(岡本民夫他編、エンサイクロペデイア社会福祉事典、中 央法規)

所道彦(1994)イギリスにおける新マジメント主義、国際社会福祉情報第18号

- 横田恵子編(2007)解放のソーシャルワーク、世界思想社
- Ware,T.,Matosevic,T. et al. (2003) Commissioning care services for older people in England: the view from care managers, users and carers, Aging & Society 23
- 渡部律子(2000)ソーシャルワークとケアマネジメント(白澤政和他編、ケアマネジメント 概論、中央法規)
- 渡部律子(2003)改革期におけるソーシャルワークの行方、ソーシャルワーク研究115
- Williams, J., Netten, A. et al. (2007) Managing the Care Home Closure Process: Care Managers' Experiences and Views, British Journal of Social Work 2007, 37

(注)

- 1 わが国における最近の議論としては、三島亜紀子(2007)、秋山智久(2007)、横田恵子 (2007)など。
- 2 Healy,K. (2005) pp.2-3
- 3 副田あけみ(2007)pp.522-525
- 4 改正在宅介護支援センター事業実施要綱(1994)、副田(1997)p.90を参照のこと。
- 5 副田(1999)副田(2003)、渡部律子(2000)、渡部(2003)、奈良高志(2000)
- 6 日本社会福祉士会(2007)
- 7 三島(2007)p.177
- 8 Drill(2001)pp.13-33
- 9 Drill(2001)p.33-

10 Barbara J.Holt(2000) = 白澤他訳(2005)pp37-39

11 副田あけみ(1997)pp.23-40

108

人文学報 No.394 (社会福祉学 24) 2008.3

- 12 ケースマネジメントの展開過程についてはDrill(2001)p.44を参照。ケースマネジメントの効果研究のまとめは、中谷陽明(1989)、鎮目真人(2007)pp.157-160を参照。
- 13 Drill(2001)p54-
- 14 Holtもケースマネジメントが流行した理由を5つあげているが、そのうちの「政治的に 論争を呼ぶことがない点」、「アプローチの普遍性」、「伝達可能性」が、この1点目にあ たる。他には、「特定領域の事前知識が要求されず、技能がトレーニングで習得できる 点」、「成果が観察可能である点」をあげている。Holt,B.(2000) = 白澤他訳(2005)p7
- 15 以下の論議についてはDrill(2001)pp.38-51
- 16 修士課程卒のソーシャルワーカーは民間ケースマネジメント会社のもっとも有力な 人材になっているという調査もある(Gibelman,M.(1995)=日本ソーシャルワーカー協 会訳(1999)p.167)。メデイケイドの対象とならない高齢者を顧客とした民間ケースマ ネジメント会社について、永田あゆみが紹介している。永田(1997)pp.72-75
- 17 Case management Society of America (2002), The National Council on the Aging (2000)
- 18 Drillは社会学の視点からこの点を指摘し、コミュニティ基盤のケアにおいては合意言説(高齢者のニーズをアセスメントする人はすべて善意の持ち主で、客観的に正しい解決をもたらす、利用者とのパートナーシップで話し合い、困難を解決していく)が語られるというLloydの解説を紹介している。Drill(2001)p.67
- 19 ピッツバーグソーシャルワーク大学院臨床ソーシャルワーク博士課程在学生の話に よる(2007,12月27日)。
- 20 Johnson,L. (1983) p.356, Kirst-Ashman, K.K. (1993) p.506、ケースマネジメントはソーシャ ルワークの中核技術という者もいる。O' Connor, G. (1988) Case Management: System and Practice, Social Casework, Vol No
- 21 Hepworth, D. (1997) pp.456-457, Austin, C. (1990) p.400
- 22 Holt,B.J. (2000) 白澤他訳 (2005) pp33-34。これに対してスペシャリストケースマネ ジャーは特定のニーズに絞って高い水準の技術を提供する。
- 23 Gibelman, M. (1995) = 日本ソーシャルワーカー協会訳(1999) P.168
- 24 ただし、今回は手元にある雑誌のうち 1979,80,81,89 年版が欠落しており、これらについては目を通していない。
- 25 Drill(2001)p69-70
- 26 McDonald, A. (1996, 2006) Introduction
- 27 Challis (1986)
- 28 Lewis,J. et. al (1997) pp.8-9 チャリスらとともにケースマネジメントの評価研究を実施したデイビスらは、政府の言う一般的な過程としてのケアマネジメントアプローチと、自分たちの提示した集中的なケアマネジメントを区別するためには、ケースマネジメントの用語を残すほうがよい、としている。

- 29 Ware, T. (2003) p_o 421
- 30 ソーシャルワーク実践をより行政手続に変えていくための方法ともいえる。Lewis,J. et al (1997) p.11
- 31 小林良二(1994) p.3
- 32 Lymbery, M. (2003) p. 160°
- 33 Lewis, J., et al (1997) pp5-6,21
- 34 秋元美世(1996)pp.168-173
- 35 副田(2006)pp.37-40
- 36 Ware, T. (2003) pp.415-416
- 37 Stanley, N. (1999) pp432-3
- 38 Macdonald, A. (1999, 2006) p.26
- 39 Lymbery, M. (2003) pp. 162-3, Ware, T (2003) pp. 419-421.
- 40 Ware, T. (2003) p.419,
- 41 Macdonald, A. (1999, 2006) pp89
- 42 ケアマネジメントは予算管理とペーパーワークであって、ソーシャルワークとは異な るもの、というのがソーシャルワーカーたちの声である。特に1997年のブレア政権以 後、規制が強化されていると感じる者が多く、ソーシャルワーカーは、応募しても人が 集まらない地域も出てきている。Jones,C.(2001)p.551-560
- 43 Lewis,J.(1997)p.9 逆に当初のケアマネジャーは、有資格(CQSW、現DipSW)のソー シャルワーカーたちで、予算管理権限をもつことにより満足感も高い、という指摘も あった(所道彦(1994)p.20)。自治体によってかなり違いがあるため、異なる調査結果に なっている。
- 44 Lymbery, M. (2003) p. 163
- 45 ブレア政権では、社会的包摂の諸施策の執行に当たって必要なケースワーク的活動を 民間組織のカウンセラーやコミュニティグループに実施させた。これにより、行政機 関のソーシャルワーカーやソーシャルワーク研究者が危機感をさらに強めることに なった。Jordan, B. with Jordan, C. (2000) pp.5-9
- 46 Macdonald, A. (1996, 2006) p.53
- 47 Williams, J., Netten, A. et al. (2007) p.922
- 48 Macdonald,A. (1996,2006) pp.56-87 実際にソーシャルワーカーたちはアドボカシー役 割を果たしており、ソーシャルワーク実践は生き残っているという主張もみられる。 Lloyd, M. (2002) p.163
- 49 Lymbery, M. (2003) pp. 167-171
- 50 Jardon,B. (2000) pp.204-220, Parton,N. & O' byne (2000) pp.63-74
- 51 樋口明彦(2005)p.14

110

52 Healy,K. (2005) pp.33-5

53 Healy,K. (2005) pp.70~9,Macdonald,A. (1999,2006) p.121)

54 Stepney, P. (2006) pp. 1297~1302

55 副田(2004)

56 日本社会福祉士会編(2006)